

民法

動画

研修のねらい

民法の仕組みや考え方について理解を深めるとともに、最新の改正状況等を学び、自治体職員としての職務遂行能力の向上を図ります。

受講対象者

県職員：50人

次のいずれかに該当する職員

- ・令和5年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員
- ・令和7年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員で、令和8年4月1日現在25歳以上の職員

市町村職員：100人

主任級以下の職員

配信時期：視聴時間

9月上旬～10月下旬（予定） 視聴時間：約26:00

備考

【県職員のみ】（昇任試験受験要件対象研修）
※受講後、レポート提出が必要です。

視聴時間はあくまで目安となります。カリキュラムの内容によっては個人ワークが含まれるため、受講者の取り組み状況により、実際の視聴時間は記載時間と異なる場合があります。

研修概要

埼玉大学
准教授 江口 幸治

民法の意義、基本原則
権利能力、法律行為、時効
物権（占有権、所有権、抵当権）
債権（契約、不法行為）
親族（婚姻、養子縁組、親権）
相続（相続人、遺産分割）

こんな人におすすめ

- ・民法の基礎的知識を身につけたい人
- ・住民からの問合せに対し、法的根拠を踏まえて自信を持って対応したい人

得られるスキル

- ・情報収集能力（分析力、理解力）
- ・業務処理能力（法的根拠を踏まえた実務遂行力）

受講者の声

- ・ユーモアを交えた事例紹介があり、初心者でも理解しやすかった。
- ・リーガルマインドが養われ、業務に直結する知識を習得することができた。